

お客さま 各位

## 在留期間更新手続きのご案内

いつも碧海信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

昨今、マネー・ローンダリング等への対策強化が国際的に求められており、各金融機関では関係省庁と連携し様々な対策を行っておりますが、口座の売買による不正利用事案は増加の一途を辿っている状況です。

このような状況下、2024年12月24日、警察庁より金融機関に対し、**在留期間が満了し、更新等のお届けがない外国籍のお客さま口座について、取引を一部制限するよう要請**がありました。

本要請を受け、当金庫は、**2025年11月10日より順次、在留期間が経過したお客様の口座について、出金取引を制限させていただきます。**

この出金取引制限により、口座からの現金引出や振込出金ができなくなり、大変ご迷惑をお掛けすることとなりますので、早急に下記の資料をお持ちのうえ、お取引店窓口にお届けいただきますようお願い申し上げます。

### 《お持ちいただく書類》

- 新しい在留期限が記載された在留カード（原本）
- 通帳・キャッシュカード
- お届け印 … 引っ越し等で当金庫にお届けいただいている情報が変更されている場合や口座を解約する場合

※お取引制限後に在留期間の更新手続きをしていただいた場合は、お取引制限を解除いたします。

※本状と行き違いで更新手続きされた場合は、なにとぞご容赦ください。

### 預金口座の売買は犯罪です

- ◆預金通帳・キャッシュカード・インターネットバンキングのIDを売買・譲渡する行為は、日本の法令により禁止され、売る側も買う側も罰せられることになります。
- ◆口座売買・譲渡の話を持ち掛けられても、絶対に応じないでください。  
判明した場合、今後、当金庫とのお取引はお断りさせていただきます。
- ◆本国へ帰国される等により口座が必要でなくなった場合には、ご解約手続きをお願いいたします。

ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。